

北海道宗谷総合振興局告示第1038号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号に掲げるかれい固定式刺し網漁業(宗谷総合振興局管内沖合海域)について、北海道漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めた。

令和2年12月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						備考
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	
かれい固定式刺し網漁業	宗谷総合振興局管内沖合海域	最大高潮時海岸線上幌延町と豊富町との界から261度30分の線以北、東経140度39.8分の線以東、最大高潮時海岸線上枝幸郡と紋別郡との界から43度30分の線以北の海域のうち、かれい固定式刺し網漁業を内容とする共同漁業権漁場区域を除いた海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、5月1日から12月31日まで	— (許可又は起業の認可を受けている船舶の数:22隻)	総トン数20トン未満	宗谷総合振興局管内(天塩郡幌延町を除く。)に住所を有する者